

令和4年 第6回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月28日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程

令和 4 年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 4 年 1 月 2 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （認定第 1 号） 令和 3 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 2 号） 令和 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 3 号） 令和 3 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 4 号） 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 5 号） 令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 6 号） 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 7 号） 令和 3 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 8 号） 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 4 号 専決処分について
- 第 1 7 議案第 5 号 令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 8 議案第 6 号 令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 7 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 8 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

第 2 1 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

2番	坂田美香	議員
----	------	----

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	土井寛久君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	樫山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長補佐	鈴木誠君
文化スポーツ課長	山下浩史君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	平間克哉君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	真鍋大輔君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	鈴木貴久君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	栗原行可君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今 野 聖 貴 君  
事務局 次 長 才 川 育 世 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝より、臨時会ご参集をいただきまして、ありがとうございます。皆さんご承知のとおり、坂田さんが体調悪くて、しばらく、ね、顔を見れてない状況にあると思うんですけど、我々美瑛町議会は、坂田さんが今、欠席してても、坂田さんの気持ちを代弁できるような議会であるという風に信じているところであります。今日も、いつも言っているとおり、最短の時間で最大の効果、議論ができる議会となりますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。それでは始めさせていただきます。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和4年第6回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さまもご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和4年第6回美瑛町議会臨時会、議員の皆さまのご出席のもと開催をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対しまして、ご指導を賜っておりますこと、合わせまして心より御礼を申し上げる次第でございます。また、坂田議員さん病気療養中ということでございます。私からも、心より

お見舞いを申し上げ、一日も早い復帰を祈っているところでございます。雪が遅いシーズンでしたが、白い景色となりまして、今週また寒気が入ってくるといことで、いよいよ本格的な雪、冬シーズンになるのかなと思っております。雪には、雪の役割それぞれありまして、冬には冬の役割もあります。これから厳しい季節でありますけれども、雪、冬ともに美瑛町にとって、恵みの多いそういう季節になればいいなと願っているところでございます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます議案の要旨につきまして、ご説明を申し上げます。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてから議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3案件につきましては、令和4年8月の人事院勧告に準拠し、給与の改定等に係るそれぞれの条例の関連規定を整備するものであります。議案第4号、専決処分につきましては、令和4年度の美瑛町一般会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。議案第5号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）については、身体障害児等に対する補装具給付費、手話通訳者の派遣実績の増等による地域生活支援事業費の追加などがございます。議案第6号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第8号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの3案件につきましては、人事院勧告給与改定に伴う人件費の追加であります。

報告第1号、専決処分につきましては、令和4年第4回定例会において議決されました請負契約について、地方自治法の規定により専決処分しましたので、報告するものでございます。

以上、議案8件、報告1件についてご提案申し上げます。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番濱田洋一議員と10番野村祐司議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。今野事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで、諸般の報告を終わります。



---

日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚君 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布済みのことと存じます。ご高覧のほどお願いいたします。10項目につきまして、ご報告いたします。

まず、1項目目、令和4年度上半期観光客入込み状況についてまとめました。令和4年度の上半期におきましては、112万3,800人、前年比171.5%の入込みとなっております。約5年前の水準まで回復してきているということでございます。非常に喜ばしいことか

など思っております。

2点目、アルコール除菌シートの寄贈についてでございますが、大阪市に当社がございます小林製薬株式会社様、代表取締役社長小林章浩様より、高濃度アルコール除菌シートをご寄贈いただいたところでございます。小林製薬株式会社様におきましては、本年度より、美瑛町内のテレワーク住宅にて小林製薬様の取組としてワーケーションを展開されているところでございます。そのご縁などもございまして、また、小林製薬様は地域貢献活動の一環として、取り組まれている高濃度アルコール除菌シートを美瑛町としてもご寄贈いただいたところでございます。町内の小中学校、役場の窓口、保健センター等で使用をさせていただいております。小林製薬様、誠にありがとうございます。

3点目、令和4年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税に関する寄附についてでございます。株式会社パーソル総合研究所様、本社は東京都港区でございます。から、電子地域通貨運営事業及び関係人口創出事業にという名目で、400万円のご寄贈をいただいたところでございます。大変高額な寄贈、有意義に活用させていただきます。パーソル総合研究所様、誠にありがとうございました。

4点目でございます。第13回丘のまちびえいセンチュリーライドの開催についてでございます。9月23日に、3年振りとなります大会を開催をさせていただきました。なお、規模を縮小しての開催でございまして、参加者数につきましては80キロメートルコース263名となっております。

5項目目でございます。11月5日に千葉県松戸市で開かれました、2022日本管楽合奏コンテストにおきまして、美瑛中学校吹奏楽部の皆さまが、中学校A部門で最優秀賞を受賞されたということでございます。美瑛中学校吹奏楽部、非常にレベルの高い活動を常に行っていていただいて、感謝を申し上げたい気持ちでございますし、今回の受賞、誠におめでとうございます。

6点目でございます。公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰がございまして、美瑛町西町3丁目にお住まいの太田悟様が受賞をなされました。伝達式は11月8日でございます。太田様におかれましては、平成20年4月から令和2年3月までの12年間に亘り、長く公平委員会委員を務められ、平成30年4月からの3年間は、同委員会委員長を務められてこられました。職員の利益の保護と、公平な人事権行使に尽力をされ、その功績が評価をされたものでございます。太田悟様、誠におめでとうございます。

7点目、ふるさと会（東京美瑛会）総会・懇親会の開催についてでございます。11月12日、都内ホテル・ルポール麹町でこちらも3年振りとなる、総会・懇親会を開催をさせていただきました。参加人数113名の方で大いに交流を深めたところでございます。議会議員の皆さまも多数ご参加を賜りまして、誠にありがとうございました。

8点目でございます。令和4年8月豪雨、台風14号及び15号に伴う災害義援金の抛出についてでございますが、NPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟をしております、青森県西目屋村<sup>にしめやむら</sup>、山形県飯豊町<sup>いいでまち</sup>、静岡県川根本町<sup>かわねほんちょう</sup>、宮崎県椎葉村<sup>しいばそん</sup>に各5万円をお送りをさせていただいたところでございます。改めまして、被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

9点目、不発弾の発見についてでございます。字美沢共立、丸山2丁目で、それぞれ、9月13日、11月2日に、不発弾が発見されました。ただ、陸上自衛隊第2師団の皆さまによる調査の結果、旧陸軍が使用していた砲弾と見られますが、信管の一部が欠けていることから爆発の危険性はなく、同師団により回収をいただいたところでございます。

最後、10点目でございます。損害賠償請求の訴状の送達が9月6日に行われました。原告は町内在住の方でございます。概要につきましては、記載のとおりでございますが、既に判決が確定しております「土地所有権移転登記手続請求事件」におきまして、判決が確定するまでに原告に生じた損害及び諸経費等を支払いを求めると、そのような内容となっているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、行政報告を終わります。

ここで、鈴木教育長が教育長に就任して、本臨時会が初めての議会であります、鈴木教育長から就任に当たっての挨拶の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

鈴木教育長。

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） おはようございます。臨時会会期中、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。このたびは、佐藤議長をはじめ、議員各位のご高配によりまして、教育長任命の同意をいただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げさせていただきます。私は、昨年3月に定年を迎えた後、新たに再任用として勤務し、合わせて42年余りに亘り、一般行政職員といたしまして、皆さま方にお世話になってまいりました。既に、10月1日より、教育行政の長という立場で、教育に携わることになり、約2か月間、任務を遂行させていただいております。今、その重責を痛いほど感じておりますし、強度の緊張感を持ってこの場に立たせていただいております。

現下の社会情勢は変わらずのコロナ禍にあり、円安による家計負担増による影響をはじめ、少子高齢化、そして、人口問題など、挙げていけば切りがなく、多様な状況により、じわじわと地域に、町民に悪影響をもたらしております。また、今日の教育の取り巻く環境におきましても、ICT教育や、外国語事業の導入等、学習指導要領が改訂されるなど、様々な教育改革が着実に進められております。

私は、教育の目的というものは、子どもたちの個々の能力や可能性を伸ばし、そして、いずれは社会の様々な創り手となるために、必要な知識や技能・資質を高めることにあると存じています。特に、美瑛の子どもたちには、美瑛というふるさとを十分に感じていただき、我がふるさとを思いながら、夢を追いかける心、そしてその夢を実現する力を育むこと、これからの長い人生を生きていく上で、様々な困難に立ち向かうための生きる力を育むことこそが、教育に課せられた使命だと感じております。

私は、教育行政の経験がまだまだ乏しく、若輩者であります。時間があれば、学校に足を運んで、見て、聞いて、子どもたちの様子を確認する。必要であれば、環境を整備する、そんな教育行政を感じてまいりたいと思っております。また、生涯教育におきましては、人づくりこそが、美瑛町があり続けるための基盤であるということを、関係機関と協力し、ご支援をいただきながら、職務に邁進する所存でありますので、今後とも、皆さま方の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで就任の挨拶を終わります。

---

日程第4 （認定第1号）令和3年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 （認定第2号）令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 （認定第3号）令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 （認定第4号）令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 （認定第5号）令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 （認定第6号）令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10（認定第7号）令和3年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第11（認定第8号）令和3年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、（認定第1号）、令和3年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第5、（認定第2号）、令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第6、（認定第3号）、令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、（認定第4号）、令和3年度美瑛町水

力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、(認定第5号)、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第9、(認定第6号)、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第10、(認定第7号)、令和3年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第11、(認定第8号)、令和3年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。(認定第1号)から(認定第8号)までについて、令和4年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

山本委員長。

(令和4年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長 山本 賢一君 登壇)

○委員長(山本賢一議員) おはようございます。朗読をもって報告いたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

おはかりします。(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は、一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は一括行うことに決定しました。

それでは、(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を終わります。これから討論を行います。はじめに、(認定第1号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第1号)についての討論を終わります。

次に、(認定第2号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第2号)についての討論を終わります。

次に、(認定第3号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで（認定第4号）についての討論を終わります。

次に、（認定第5号）について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで（認定第5号）についての討論を終わります。

次に、（認定第6号）について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで（認定第6号）についての討論を終わります。

次に、（認定第7号）について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで（認定第7号）についての討論を終わります。

次に、（認定第8号）について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで（認定第8号）についての討論を終わります。

これから、日程第4、（認定第1号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。（認定第1号）、令和3年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（認定第1号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、（認定第2号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。（認定第2号）、令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（認定第2号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、（認定第3号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。（認定第3号）、令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（認定第3号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、（認定第4号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。（認定第4号）、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第5号)、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、(認定第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第6号)、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第7号)、令和3年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、(認定第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第8号)、令和3年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第12、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第13、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第14、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。議案第1号から議案第3号までについて、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。2の改正の概要ですが、民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職職員の期末手当を0.10月分引き上げ、現行の4.30月分から4.40月分とするものです。表につきましては、第1条の改正では、令和4年度においては期末手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期で、現行の支給割合に0.10月分を追加し、12月期の支給割合を100分の225とするものです。第2条の改正では、令和5年度以降にあっては、6月期分、12月期分ともに支給割合を100分の220とするものです。3の施行期日ですが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行となります。資料2頁、3頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集の1頁の附則からになります。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から6頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、議案第1号と同様に期末手当において民間の支給割合と



の較差を基に期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ、現行の4.30月分から4.40月分とするものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく改正内容の説明は、議案第1号と同様でありますので、資料の説明は省略させていただきます。以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は3頁から18頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の7頁から24頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に人事院勧告に準拠し、民間給与との較差等に基づき、給与改定を行うものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料の7頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。2の改正の概要ですが、主に2点の改正内容となっております。1点目の改正につきましては、民間給与との較差を基に、若年層を重点に給料表の水準を平均で0.3%引き上げるもので、行政職給料表並びに医療職給料表(一)及び(二)の改正となります。2点目は、期末勤勉手当の改正で、民間給与との較差を基に0.10月分引き上げ、現行の4.30月分から4.40月分とするものです。表につきましては、第1条で令和4年度においては期末勤勉手当の6月期は既に支給済みであることから、12月期の勤勉手当において現行の支給割合に0.10月分を追加し、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の105とするものです。また、第2条において、令和5年度以降にあっては、6月期分、12月期分ともに、勤勉手当の支給割合を100分の100とするものです。再任用職員につきましても、0.05月分引き上げ、令和4年度は、12月期で100分の45から100分の50に増額し、また、令和5年度以降にあっては、6月期分、10月期分ともに勤勉手当の支給割合を100分の47.5とするものです。3の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行となります。資料9頁から24頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明終わりまして、議案集に戻ります。

議案集の18頁の附則からになります。附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則第1条第2項から附則第2条までの朗読は省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について

て総括質疑を許します。

(「はい」の声)

6 番中村議員。

(6 番 中村 俱和議員 登壇)

○6 番(中村俱和議員) はい、6 番中村です。私は、今回の職員の給与引上げについて、疑問、それから疑義はあります。まず、町長から、再任用職員まで全ての職員について、引上げが提案されました。私はこの中で、再任用職員の給与引上げは異議がありません。しかし、その他の方々の給与引上げは、慎重でなければなりません。あらゆる角度から比較検討して、引上げについては合理的な理由がなければなりません。地方公務員の給与の決め方には、法律で定められている。その法律とは、地方公務員法であります。地方公務員法には、職員の給与について基準が設けられております。第24条第2項、何と書いてあるのか。「民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とあります。つまり、条例には、人事院勧告に準拠せよとは一言も書いてありません。いかがお考えでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 中村議員さんよりの、議案第1号から議案第3号までの総括質疑にお答えをいたします。美瑛町職員の給与の改定に当たりましては、これまでも、人事院勧告に基づき、それに準拠した形で、その都度、ご提案を申し上げて議決をいただいているところでございます。そのことは、人事委員会ですね、都道府県、政令指定都市等におきましては、それぞれ人事委員会を設け、その人事委員会がその管内情勢について調べ、勧告しているところでございますが、市町村には、人事委員会に相当する組織がございません。その中で、ではどのようにして民間との較差を図っていくのか、その時に一番根拠となるのが、これまで長く美瑛町が採用してきた人事院勧告を準拠して、そのとおりにやっていくということが、整合性があり、一貫性のある対応であると考えているところでございます。給与の改定に当たりましては、もちろん、恣意的なような運用があってはならないのは言うまでもございません。一貫した対応をしていくという意味におきまして、これまで通り、人事院勧告を準拠するということが、最も合理的であり、間違いのない改定の仕方になると考えているところでございます。

なお、地方公務員法に、中では、情勢適応の原則、つまり、民間の上下に伴って地方公務員もその給与を定めていくよう定められております。一方で、公務員には労働基本権等の制約がございます。そのような中で、では、どのようにすれば、最も民間との格差が図れる、そのような給与体系の改正につながるのかと判断した時には、これまで申し上げたとおりでございますが、人事院勧告に準拠するということが最も適正であると考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。この人事院勧告っていうのはですね、この誰の給与を言ってるのかということなんです。これは国家公務員なんですね。そして、民間の給与水準と比較するということですけども、民間の給与水準とは、どこの民間を言うのか。これはですね、全国の一流企業ですよ。それも超一流企業です。百歩譲ってもですよ、この勧告に従うとしたならば、したならばですね、民間の美瑛町の民間の給与を調べなくちゃなりません。当然ですよ。そういう風に条例書いてあるんですから。そこでお聞きします。民間のですね、美瑛町の民間です、美瑛町の民間企業はお調べになったのか。お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 美瑛町の民間企業ということでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、給与改定に向けた作業の中で、という意味におきましては、美瑛町といったしましては、人事院勧告に準拠するという立場をとってございますので、給与改定に向けて美瑛町内の民間事業所の給与情勢について調査をしたということはありません。ただ、給与改定ではなくて税務申告上等々の中で必要な範囲では、各事業所、また町民の方々の状況については、集約をしてくれているということは言うまでもないことであると存じております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 美瑛町の経済がですよ、成長して、順調に民間の皆さんの給与も上がっているというならば、これは百歩譲ってもよろしいですよ。しかしですね、ものには順序があるんです。この民間の経済の困窮状態。困窮状態から考えるとですね、苦しんでいる町民を救うのが先ではないかと。とてもね、町民の理解は得られないと思いますよ、得られるどころか、猛烈な反発があると思います。ね、金額の差、金額の量、そういうことじゃないんです、考え方なんです。考え方に対して、猛烈な反発があると思いますよ。町長はですね、先の町長選において、役場をですね、町民に寄り添う組織に変えますと、こういう風におっしゃられたんですよ。そこでお聞きします、町長にお聞きします。職員給与を引き上げること。これがなぜ町民に寄り添うことになるのか。ご説明してください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 職員給与に係る上下につきましては、繰り返しでございますが人事院勧告に準拠する形で、上がる時も、下がる時も、勧告に基づいてご提案をさせていただき、議決をいただいているところでございます。一方で、様々な要因によりまして町民生活、昨今

では、原料価格、円安、様々な経済要因がある中で、様々な影響が町民生活の各所に出てきているということは、存じておりますし承知しております。そのことにつきましては、町職員給与の改定とは、もう正に違う話、別のこととしまして、町民生活に様々な社会情勢の変化による影響が出ていることに関しましては、その都度、支援策、対策を打っていく、その形で、町民の皆さまの生活をお支えする、そのことをこれまでも、コロナ禍の中でも続けてまいりましたし、今後におきましても、社会変動の中で生活に困窮される方々、あるいは仕事上影響の出ている方々に対しましては、その影響の出方によりまして、対応して、寄り添う形で支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。ご理解を賜れば幸いです。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁、改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁、改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の3頁から18頁まで、改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第3号についての質疑を終わります。

以上で、3案件についての質疑を終わります。

これから、討論及び採決を行います。討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

はじめに、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第15、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

8番桑谷覺議員。

(8番 桑谷 覺議員 登壇)

○8番(桑谷 覺議員) 発議第1号の提案理由についてご説明いたします。今回の条例の改正につきましては、令和4年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、

改正内容についてご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別紙、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要旨によりご説明いたします。また、改正に伴う新旧対照表は裏面2頁及び3頁になりますのでご参照ください。

改正の要旨は先ほど説明したとおりです。改正の概要についてですが、期末手当について、民間の支給割合との較差を基に、0.10月分引き上げるものです。

以上で、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第4号 専決処分について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は19頁から25頁になります。今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)について、令和4年10月19日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正予算の内容につきましては、国の補正予

算に伴う、非課税世帯1世帯当たり5万円を給付する、電力・ガス・食料品価格等高騰緊急支援給付事業を追加補正するものです。それでははじめに議案を朗読いたします。議案集19頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集24頁になります。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額8,420万円の追加。非課税世帯1世帯当たり5万円を給付する、電力・ガス・食料品価格等高騰緊急支援給付金事業に係る人件費及び物件費並びに交付金に係る追加です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集は22頁になります。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額8,420万円です。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の追加補正です。

21頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の24頁及び25頁、はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の19頁から23頁まで。議案第4号本文と令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定しました。

---

日程第17 議案第5号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)について

日程第18 議案第6号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第7号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第8号 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第5号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）についての件、日程第18、議案第6号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）についての件、日程第19、議案第7号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件及び日程第20、議案第8号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は26頁から31頁になります。今回の補正の主なものにつきましては、給与改定に伴う補正、身体障害児・者補装具給付事業の追加、憩町団地解体事業の追加などです。最初に議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容を説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集の30頁になります。

第1款議会費、第1項議会費、補正額17万2,000円の減額です。令和3年度人事院勧告に伴う、本年度6月期分調整額と令和4年度人事院勧告による追加分の差引きによる議員手当の減額です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額241万円の追加です。人事異動及び令和3年度人事院勧告、調整額による減額、並びに令和4年度人事院勧告に伴う追加に係る職員手当等の追加補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目障害者福祉費、補正額273万円の追加です。説明欄（1）身体障害児・者補装具給付事業は、利用者増による扶助費260万円の追加。（2）地域生活支援事業は、手話通訳者及び要約筆記者等派遣に係る費用13万円の追加です。

第8款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額8万8,000円の追加。人事院勧告に伴う人件費増額による繰出金の追加です。第5項住宅費、第2目住宅建設費、補



正額114万4,000円の追加です。憩町団地解体事業に係るアスベスト検出に伴う工事費用の追加補正です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案書28頁になります。

歳入、14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額130万円の追加です。補装具給付決定者の増に伴う、障害者自立支援給付費等負担金の追加補正です。第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額6万5000円の追加です。地域生活支援事業の追加に伴う補助金の追加です。第5目土木費補助金、補正額57万2,000円の追加です。憩町団地解体事業費増に伴う交付金の追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額65万円の追加です。補装具給付決定者の増に伴う、障害者自立支援給付費等負担金の追加補正です。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額3万2,000円の追加です。地域生活支援事業の追加に伴う補助金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額358万1,000円の追加です。令和3年度の繰越金は2億7,492万円で、今回の追加補正後計上額で2億6,941万5,000円となり、財源保留額は550万5,000円となります。27頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は32頁から37頁になります。今回の補正は、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合変更による人件費の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。議案集は32頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は36頁になります。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額4万3,000円の追加です。人事院の引上げ勧告に伴う職員手当の追加です。次に、歳入についてご説明いたします。議案集は34頁になります。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、補正額4万3,000円の追加です。職員手当の追加に伴う繰越金の追加です。33頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は38頁から43頁になります。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び勤勉手当支給割合変更による人件費の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は38頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は42頁になります。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額8万8,000円の追加です。人事院の引上げ勧告に伴う職員給料及び職員手当の追加です。次に、歳入についてご説明いたします。議案集は40頁になります。歳入、第4款繰入金、第1項繰入金、補正額8万8,000円の追加です。人件費の追加に伴う繰入金の追加です。39頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は44頁から45頁になります。今回の補正は、収益的支出において、人事院勧告に伴う給与改定及び勤勉手当支給割合変更による人件費及び引当金繰入費の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は44頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は45頁になります。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額12万円の追加です。人事院の引上げ勧告に伴う給料、手当、引当金繰入費の追加です。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の30頁及び31頁、はじめに、令和4年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款についての質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。よろしく願いいたします。2つございます。3款1項3目、説明欄の(2)地域生活支援事業について伺います。こちら、今、担当課長の説明で、利用者増という風なことですね、伺いましたけれども、手話の通訳と要約筆記の、そういう派遣事業でですね、圏域の連携事業の中にもありますけれども、要約筆記のですね事業ということで、こちらあれですかね、映画の上映に関してのそういう手話通訳及び要約筆記の派遣ということで伺ってよろしいかどうか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) はい、お答えさせていただきます。議員おっしゃられてるとおりですね、今回の部分について、今お話しになられた案件も含めた形で、手話通訳、それとあと、要約筆記という形とらせていただいて、お話させていただいてございますが、こちらのシステムも含めた形で、音声そのまま活字化するというようなシステムを含めた形でご提案させていただいている内容でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。これやはり要約筆記の方もですね新しいシステムが導入したりで、今、やはりこう、多くの方にですね、より知っていただくということが本当に大事かと思えます。それで、手話通訳のサークルの方々がですね、中心となってそういう映画の上映、12月に予定されているということもあるようですので、その辺ですね、今後もやはりこういう取組をですね、町として応援していただき、その辺について今後のお考えがあれば伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。議員おっしゃられたとおりですね、手話通訳でなければならない部分というのを当然考慮しながら、あと機械化なり、利便性の高いものというような形のものの模索みたいなものも含めて、これからも進めたいと思

ますし、また、その利用の方法、利用される方々にも、いろいろ知っていただくような形で進めさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時46分）

再開宣告（午前10時46分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。2つ目になりますが、8款5項2目住宅建設費、説明欄（1）の憩町団地解体事業について伺いたいと思います。こちらのアスベスト検出の関係で費用が増えたということで補正を行ったということで、ちょっと技術的な質問になるかもしれないんですけども、美瑛町建設事業一覧というのは平成28年から出てまして、それをずっと遡って見ますと、平成28年にですね憩町団地、昭和44年の住宅が、構造としてはドリゾール造りの建物が、これアスベスト定量定性検査ということでですね、当時は332万円で事業が行われていたと、そういうようなことがあるんですけども。こちらですね恐らく、同じ時期に造られているのであれば、事前にアスベストの検出が予測できるのかなという、国の法律的な規制だとかかなり厳しくなってきたかと思うんですけども、今後やはりこう、いろいろこう、住宅解体工事が増えてくるかと思えます。それで、財政運営計画なんかでもですね、ちょっとこれ話あれかもしれないんですけども、次年度以降ですね大きな、例えば、浄化センターですか、浄化センターのそういう解体なんかも予定されていますのでね。ですからこれが例えば、予定できるのであれば、当初予算に組み込むことができますね、出来なかったのかどうか、その辺りについての見解を伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 庄司住民生活課長。

○住民生活課長（庄司篤史君） はい、今ご質問いただきましたアスベストの関係でございます。

技術的な部分で言いますと、アスベストにつきましては大気汚染防止法に基づいて解体工事を実施していく訳なんですけれども、直近、令和2年に大気汚染防止法改正がされておりまして、今回、憩町団地の方で検体を検出した結果、外壁の塗装の下地調整材の方から重量の0.1%以上、今で基準でいう0.1%以上のアスベストが検出されたということで、追加で補正をお願いするものでございます。また建設費につきましても、今回の改正に伴って、作業基準というものも定められておりますので、それに則った形での建設費の補正のお願いでございますし、また過去平成28年前後から憩町団地解体進めておりますけれども、その頃からに比べても、人件費等の工事費が上がっているという部分もございますので、これぐらいの金額になってし

まったという部分になってございます。

また、浄化センター、現在9月末で終了している訳なんですけれども、解体費、施設等も大きいですし、再利用もなかなか難しいということで、今解体に向けて検討を行っていく中で、事前にアスベストを調査するという風なことも今検討してございますので、また次年度予算の関係になってきますので、その辺りもまた改めてご提案させていただきたいなという風に考えてございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の28頁及び29頁。令和4年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の26頁及び27頁。令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の32頁から37頁まで。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の38頁から43頁まで。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の44頁及び45頁。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

これから、日程第17、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 報告第1号 専決処分について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第21、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

山下文化スポーツ課長。

（文化スポーツ課長 山下 浩史君 登壇）

○文化スポーツ課長（山下浩史君） 報告第1号、専決処分についてご説明申し上げます。議案集については、46頁になります。令和4年第4回議会定例会において、請負契約の議決をいただいたスポーツセンターアリーナ改修工事は、コンクリート壁面補修等の数量が確定し、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、9月27日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

閉会宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第6回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい。休憩も取らずに一気に終わらせていただきました。ご協力ありがとうございました。来月、もうすぐ先ですけども、12月の定例会があります。一般質問、今受付をしている最中でありまして。教育長が代わっても、教育長に対する一般質問がやっぱり少ないのかなど。今出てるかどうかあれですけども、未来ある子どもたちのために、是非とも教育長のね、代わったばかりですし、どういう風にね、思いがあるのかっていうところも聞く

っていうのも、いいのではないのかなというところをお願い申し上げ、明日の正午までに提出いただければ間に合いますので、お願い申し上げて臨時会を閉じます。お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会



上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年12月15日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 濱田 洋 一

議員 野村 祐 司